

第358回矢板市議会定例会

報告事項

令和元年 9月

矢 板 市

第 3 5 8 回 矢板市議会定例会報告事項

報告第 1 号 平成 3 0 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について・・・P 1

報告第 2 号 株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出について・・・・・・・・P 3

報告第1号

平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて、別紙のとおり報告する。

令和元年8月30日

矢板市長 齋藤 淳一郎

平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率

1. 健全化判断比率

項 目	比 率	平成30年度決算に係る 矢板市の早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	13.87 %
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	18.87 %
実 質 公 債 費 比 率	9.1 %	25.0 %
将 来 負 担 比 率	43.1 %	350.0 %

2. 資金不足比率

会 計 名	比 率	平成30年度決算に係る 矢板市の経営健全化基準
農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	—	20.0 %
公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	20.0 %
水 道 事 業 会 計	—	20.0 %

注) 比率欄の「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため、該当なしを表す。

令和元年8月30日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

報告第2号

株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出について

株式会社やいた未来の経営状況説明書を地方自治法（昭和22年法律第67号）
第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和元年8月30日

矢板市長 齋藤 淳一郎